金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ディー・アイ・トウキョー株式会社
２．住所　東京都港区六本木六丁目８番23号
３．代表者の氏名　代表取締役　井上　久雄
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2157号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 12 月 15 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社富士トラスト
２．住所　東京都港区赤坂四丁目１番１号ＳＨＩＭＡ赤坂ビル501
３．代表者の氏名　代表取締役　水巻　稔博
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2276号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 12 月 15 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社アチーゴ
２．住所　東京都港区南青山二丁目２番８号
３．代表者の氏名　代表取締役　加藤　浩
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2308号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 12 月 15 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ブラックシップ・リサーチ・ジャパン合同会社
２．住所　東京都千代田区麹町三丁目５番２号ビュレックス麹町801
３．代表者の氏名　職務執行者　中原　康
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2326号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 12 月 15 日
関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　いさみ投資顧問株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目14番５号石川ビル５階（旧住所：東京都江東区深川２丁目５番１―1003号）
３．代表者の氏名　代表取締役　山岡　永知
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2418号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年６月15日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 22 年 12 月 15 日
関東財務局長　森川　卓也

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３４０号
福島市町庭坂字内町34番地の２
債務者　梅津　至高
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉　和彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５１８号
神戸市北区有野台４丁目７番地の８
債務者　小段　尚美（旧姓室屋）
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３４号
神戸市北区君影町４丁目２番４号
債務者　小川　**隆**
１　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　李　延壮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６２号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目16番21号レオパレスムラタ102号
債務者　福島美智恵（旧姓岩下・鬼塚）
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　明石　法彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９６号
大阪府貝塚市馬場432番地
債務者　川﨑　君枝
１　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　明石　法彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号
埼玉県川口市領家３丁目17番32―305号
債務者　高田　英俊
１　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１３号
北海道江別市緑町西１丁目６番地　イエローハイツ202
債務者　菱沼　光俊
１　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部